『大城ぶ奈❤会』団体規約

第１条　当団体は、大城ぶ奈❤会と称する。

第２条 当団体は、まちづくり応援活動を通じて地域活性化をうながし、地域社会の発展

　　　 を目的とする。

第３条 当団体は、第２条の目的を達成するため、次の活動を行う。

　　　 1.動画制作と発信

　　　 2.地域で活躍されている団体及び店舗の支援（認定ステッカー、アピールetc・・・）

　　　 3.音楽制作と楽曲の展開

　　　 4.その他、当団体が必要と認める活動

第４条　当団体は、次の役員を置く。

　　　 会長・会計　　　　　大奈

　　　 副会長・事務局長　　中川修蔵

　　　 庶務　　　　　　　 塩田昌代

　　　 監査　　　　　　　 秋田朋徳

　　　 相談役　　　　　　 清水貴浩

　　　 理事　　　　　　　 奥田英貴

　　　 理事　　　　　　　 牧野宏平

　　　 2.任期は特に定めない。

第５条　当役員は、原則として城陽市在住の者で構成する。

　　　 2.入会を希望する者は会長が認めることにより入会できるものとする。

第６条　当団体の会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

　　　 2.当団体の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

第７条　当団体にかかる遵守事項には、会員の総意をもって決定する。

　　　 2.遵守事項について違反するものに対しては退会を求めることがある。

第８条　会議は、定期会議と臨時会議とする。

　　　 2.定期会議は年１回とし、臨時会議は会長が必要と認めるときに招集する。

　　　 3.定期会議において決定すべき事項は、次のとおりとする。

　　　　1) 当団体の方針の活動の決定

　　　　2）決算の承認及び予算の決議

　　　　3）最終決定は会長に一任する。

第９条　この規約に定めない事項で、当団体に関して必要な事項は、定期会議開催時及

　　　 び臨時会議を開催して決定するものとする。

附則

この規約は、令和２年１月１６日から施行する。